

2019 年度一般会計決算は賛成多数で原案可決及び認定、ほか 5 特別会計及び水道事業会計の剰余金処分及び決算は、総意をもって原案のとおり可決及び認定。ひとり親世帯臨時特別給付金の給付に要する経費、マイナポイントの端末の追加導入に要する経費、ふるさと納税の返礼品に係る経費、個人番号カード関連事務に関わる負担金の増額、福祉人材確保対策事業就労支援金の交付対象者増による経費、芸術文化ホールのワイヤレスマイク購入経費の増額、新型コロナウイルス感染症関係経費として市役所の IT 環境の整備に要する経費、産後ケア事業を実施する助産院及び一時預かりを実施する認定こども園の感染予防消耗品経費、GIGA スクール構想の推進のための小中学校のインターネット環境整備に要する経費など、5 億 9,690 万円の補正予算を可決し、総計で 362 億 3,618 万円となりました。固定資産評価審査委員会委員に係る同意案 1 件、北広島市都市計画マスタープランの策定について、指定管理者の指定について（団地住民センター及び東記念館ほか 4 施設）など、議案 18 件を可決。北海道の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を遵守することを求める決議を可決。また、市民ネットワーク佐々木百合香ほか 2 名の野党議員が紹介議員となった、北海道へ高レベル放射性廃棄物を持ち込まない意見書の提出を求める請願は採択され、意見書案 4 件を原案可決しました。

質 問	答 弁
<p>1 北広島の環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土取り場やソーラーパネルの建設など、全国的にも問題になっている届出の不要な小規模な開発行為が当市においても散見される。ガイドラインが必要と考えるが、民有地の開発への認識は。 ・チェックリストには地域住民に対する項目は特に設けられていないが、事業者から地域住民へ事前の説明や周知が必要と考える。見解は。 ・道道きたひろしま総合運動公園線の北側のエリアを、緑のまちづくり条例に基づく緑保全地区に指定することで、より確実な保全ができるかと考えるが、いかがか。 ・道道から民有地との距離が近いところもあるが、仮設の資材置き場として利用されるなどの可能性は残るのでは。 ・第 4 次地球温暖化対策実行計画での削減目標を達成できなかった理由として、市役所が新庁舎になり床面積が増加したこと、エレベータを設置したこと以外の要因を伺う。 	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民有地の開発について太陽光パネルや駐車場、資材置き場などの開発が見受けられる。太陽光パネルの設備設置のうち 2000 平方メートルを超える規模の構造については、景観法に基づき配慮事項をリスト化したチェックリストを事業者に求めている。 ・事業者みずからが地域に対し景観などの周辺環境への影響について丁寧に説明することが重要と考える。市に対し相談があった場合については事業者に対し、地域に対する対応を丁寧に進めるよう説明をしている。 ・緑保全地区の指定については、国または地方公共団体が所有管理するものは除くこととされている。道道きたひろしま総合運動公園線の北側は市が所有管理することから、緑保全地区の指定とならない。 ・2.8 キロメートルの延長のうち、民有地が接する区間は 0.3 キロ。このうち 0.1 キロは既存の農家が所有。0.2 キロの区間は大きな傾斜等があり、現状での利用は難しい地形。 ・温室効果ガス排出削減目標を達成できなかった要因としては、廃棄物の埋立量は減少したものの、メタンガスの地球温暖化係数が 21 から 25 に変更され、温室効果ガス排出量が増加したことが大きい。
<p>2 ごみ処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系生ごみを無料回収することが難しい理由として異物の混入が挙げられているが、分別をすすめるための動機づけとして生ごみの袋の価格を見直す余地はないのか、伺う。 ・現在、生ごみへの異物混入は年間でどの程度か。 ・7 月からレジ袋が有料化され、市民がプラスチックごみの排出抑制や分別を意識する機会が増えたかと考えるが、容器包装プラスチックの回収量に変化はあったか。 ・マイクロプラスチック汚染を防ぐため、自治体として脱プラスチックに取り組んでいくことが必要と考えるが、見解は。 ・事業系一般廃棄物の処理手数料について、近隣の自治体と比べて安くなっていることから、クリーン北広島推進審議会からは手数料適正化についての検討が必要と答申が出ている。生ごみの分別や資源化への後押しとして処理手数料を据え置くことで、市内の事業者へ「分別することで経費が節減できる」という強いメッセージを送ることができるかと考えるが、見解は。 ・ミックスペーパーの回収について、回収拠点が限られ、家から遠くまで運ぶことが難しい市民もいる。ステーションでの回収も含め、資源化する新たなしくみがあればと考えるが、見解は。 	<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーン北広島推進審議会の答申で、家庭系生ごみの処理手数料の値下げによるインセンティブの付与により分別率の向上を図るという意見もいただいているが、安価もしくは無料で排出できることによる異物混入等でバイオガス化処理施設に支障をきたすおそれが否定できないことから、手数料の見直しは行わなかった。 ・分別開始直後はスプーンや包丁などの混入があったが、2018 年度以降はバイオガス化処理の支障になるような異物混入はほとんどない。 ・7 月から 10 月まで毎月 60 トン程度で推移し、前年同時期より 1 割程度の増加となっている。 ・2008 年に事業者 4 社と北広島消費者協会、北広島生活学校との間でレジ袋削減に関する協定を締結。リデュース・リユース・リサイクルやマイボトル持参の周知などプラスチックごみの排出削減に取り組んでいる。今後も脱プラスチックにつながる効果的な取り組みを検討。 ・来年度以降、ごみ処理に係る経費や負担の在り方などを整理し、有識者による検討などもふまえ、手数料の改定も含め検討することを予定。事業系生ごみの処理手数料についても資源化促進の効果なども含め併せて検討。 ・ミックスペーパーについて、普通ごみの組成分析で比較的高い割合で混入している。資源として分別排出することで普通ごみの減量化に効果があることから、今後も回収拠点を増やすことなども含め、市民がより排出しやすい方法について検討。

質 問	答 弁
<p>1 高齢者支援と介護に関わる施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚労省の介護保険事務調査によると、介護保険料を滞納して預貯金や不動産などの資産の差押さえ処分を受けた65歳以上の高齢者は2018年度、過去最高の1万9,221人と報告されている。本市における介護保険料の未納(滞納)の実態について伺う。 介護保険料滞納による給付制限について、介護保険料の滞納期間が1年以上の場合は、介護サービス費用が一旦全額自己負担となり、申請により給付される。滞納が2年以上だと自己負担が1~3割から3~4割に引き上げられる。介護サービス費用の給付制限対象となった滞納の実態について伺う。 高齢者の貧困について、高齢男性単身世帯に比べ、高齢女性の単身世帯の貧困率が高くなっているのが大きな問題である。福祉課や高齢者支援センターへの相談内容などから、本市の実態は。 第2回定例会において、新型コロナウイルス感染防止の観点から、通所や訪問サービスの利用控えがあったとの答弁があったが、外出や交流の機会が減少し、フレイルなどの不安から新たに介護サービスを必要とする方の増加が考えられる。コロナ禍における介護サービスの利用状況について伺う。 長野県飯田市では、新型コロナウイルスの影響で利用者が減少し、感染対策経費等の負担が増えたデイサービスなどの介護事業所を対象に独自の補助制度を導入した。福祉のまちとして、感染者が確認された場合の介護事業所存続支援の視点も含め、介護保険事業所を対象とする独自の補助制度を検討すべきと考えるが、見解を伺う。 西宮市では、家庭で介護を行うケアラーが新型コロナウイルスに感染し、当人以外に在宅で介護できる人がいない場合の対策として、濃厚接触者となった高齢者、要介護者を一時的に施設で受け入れる事業を開始した。コロナ禍で介護を行っている家族は、誰もがその不安を抱えている。万が一、介護者が感染した場合の要介護者一時受入れ体制の整備は、在宅介護のセーフティネットとして必要なものとする。介護者感染時一時受入れ事業について、見解を伺う。 介護離職が社会問題となっている。介護と仕事の両立支援について、その必要性は一定程度理解されてきているが、いざ家族の介護に直面し、介護サービスを利用する際、介護認定面談やケアプランの作成まで相当な日数がかかり、仕事を調整することが難しく先送りしてしまう実態がある。厚労省の両立支援助成金の情報を提供し、活用促進を働きかけるなど、ワークライフバランスの推進に、一層取り組むべきと考えるが、見解を伺う。 厚労省は、ヤングケアラーに関し、表面化しにくい介護の実態を正確につかむため、全国の教育現場を対象にした初の実態調査をこの12月にも始める方針について報道があった。宿題の未提出や授業の欠席などの教育現場ならではの気づきにより、実態を把握できる有効な調査であり、具体的な支援施策につながることを期待される。現時点での認識と見解を伺う。 	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去3年間では2017年度は滞納者数257人、1,418万2,500円、2018年度は210人、1,232万4,253円、2019年度は146人、878万4,820円。 過去3年間で給付額減額の措置を行った人数は、2017年度はないが、2018年度は2人、2019年度は2人となっている。 高齢者の貧困について、生活保護受給者のうち、70歳以上の受給者では女性が男性の2倍以上であることから、生活保護受給者の傾向としては高齢になると女性の割合が高くなるものと認識している。 4月、5月は、要介護者及び要支援者の通所系サービスを中心に、サービス利用は減少した。直近では、要支援者の通所系サービスの利用は依然として前年度を下回っているが、要介護者の訪問系、施設系サービスの利用は前年度を上回っている。また、有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅において、感染の懸念を理由に、入居者の外部サービスの利用や、入居者以外の方の施設内のサービス利用について、自粛を呼びかける施設があったと把握している。新型コロナウイルス感染症の影響により、介護従事者が不足して受入れ制限を行った事業者はなかったものと捉えている。 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、福祉施設等臨時支援金の支給を実施した。また、国の第2次補正予算において、感染拡大防止対策に要する費用への支援や介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに対し、介護報酬の上乗せ等の柔軟な取扱いが可能となっていることから、市独自の追加の補助制度は、現在のところ考えていない。 要介護等への支援については、個々のケースに応じ、千歳保健所及びケアマネージャーや高齢者支援センター等と連携を図りながら対応をしている。一時受入れ事業については、今後の感染症の状況もふまえながら調査研究する。 高齢者及び介護が必要な方が増加し、働き手が不足している現代において、介護と仕事の両立は社会全体で考える課題になっていると捉えている。ワークライフバランスの推進に向け、両立支援助成金の情報等、企業や事業所において有益となる情報について改めて周知を行う。 ヤングケアラーの実態については、市や高齢者支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所等が個別の支援を通じて把握し、各支援機関がサポートを行っている。実態調査により、支援が必要な児童生徒の早期発見と状況の把握、学びの機会の確保、支援の手立ての構築など、教育と福祉が連携した取り組みにつながるもののほか、教育現場において、ヤングケアラーに関する理解促進と認知度向上などの効果があると考えられる。結果をふまえ、関係機関等との連携の下、国の施策と連動した適切な支援に努めたい。